

## 『「HFC」の輸入割当てについて（案）』に対する意見公募要領

令和元年10月1日  
貿易経済協力局 貿易審査課

### 1. 意見公募の趣旨・目的・背景

「HFC」（モントリオール議定書附属書FのグループI及びIIに掲げる特定物質代替物質）を輸入するにあたっては、輸入貿易管理令（昭和24年政令第414号）第4条第1項の規定に基づき、輸入割当てを受けた後、経済産業大臣の承認を受ける必要があります。（注）

輸入割当てに関する事項（申請期日、必要な添付書類等）については、本年11月に、令和2年の輸入発表の公表を予定しており、『「HFC」の輸入割当てについて（案）』を取りまとめました。（なお、申請期日、必要な添付書類等については、現時点での情報であり、正式には、輸入発表を公表する段階でお知らせいたします。）

つきましては、広く国民の皆様から御意見をいただきたく、以下の要領で御意見の募集をいたします。なお、いただいた御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、予めご了承いただきますようお願い申し上げます。

（注）輸入貿易管理令（昭和24年政令第414号）第3条第1項の規定に基づく、輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表を行う等の件（昭和41年通商産業省告示第170号）の非自由化品目に指定されている。

### 2. 意見公募の対象

『「HFC」の輸入割当てについて（案）』

### 3. 資料入手方法

- （1）電子政府の総合窓口（e-Gov）における掲載
- （2）経済産業省ホームページにおける掲載

### 4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和元年10月1日～令和元年10月30日 必着

## **5. 意見提出先・提出方法**

別紙の意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への御意見を日本語でご記入の上、以下のいずれかの方法で提出して下さい。

### (1) 電子メールの場合

別紙の意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への御意見をご記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送り下さい。

メールアドレス：pubcomehfc@meti.go.jp

(電子メールの件名を「『「HFC」の輸入割当てについて(案)』に対する意見」として下さい。)

### (2) 郵送の場合

別紙の意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への御意見をご記入の上、下記の住所宛てにお送り下さい。

住所：〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省貿易経済協力局貿易審査課 パブリックコメント担当 宛

### (3) FAXの場合

別紙の意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への御意見をご記入の上、下記のFAX番号宛てにお送りください。

FAX番号：03-3501-0997

※ お電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

## **6. その他**

皆様からいただいた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

ご提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号、FAX番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることをあらかじめ御承知おき下さい。ただし、御意見中、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、当該箇所を伏せた上で公表いたします。

御意見に記載された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

